



日本紀行譯本卷下

第四編

合衆國ノ海軍分隊再ヒ日本ニ入ル事

一千八百五十四年海軍分隊一横隊線ニナリテ帆
ヲ揚ケレキシグトンフアシダリア以上共「マセトニア」ハ
ニ船号蒸気船「レユスハンナ」ボウハタン「ミスレスレツ」ニテ
纜ヲ繫テ之ヲ曳キ、二月十三日晝後二時ノ間ニ
浦賀府ノ前ニ来リ去歲七月十三日十一日ニ施セ
ル號令ヲ再ヒ行ヒタレト猶本府ニ往來スルコ
ト許サス我船ノ府前ヲ過ルキ本府ノ官船ヨリ

呼カケタレ^ル我ハ又其役士ノ我船中ニ入ルヲ
許サス然レ^ル氏彼官士ハ我船ノ蹤ヲ追テ竟ニ船
隊ノ聚リ居ル處マテ来レリ此地ハ我地圖ニア
メリカン^{アンユラケト}記セル所ニシテ六艘ノ船已
ニ破^レヲナシソウトアムブトシモ亦此ニ未居レリ
既ニメ浦賀ノ官船我旗章船ニ来リ其中ニ入り
タキ旨ヲ述タリ然ルニ此般^{シユスケハンナ}蒸^汽船^名
ハ支那ニ返スヘキ^アアルヲ以テ我旗ヲ^{ポウハタン}
蒸^汽船^名ニ移建^ス決定スレハ嚮ニ^{シユスケハンナ}ニ設
ケタル非常ノ席^{即チ}カビテイ^{ンスカヨイト}俗^{ニ云ル}甲^{比丹部}

渥ヲ已ニ^{ハウハタン}中ニ移シタリ且余ハ前年ノ
言ヲ固執シ我ヨリ爵位卑キ人ヲ室内ヘ延ク
シ欲セガレハ^{カイテイ}官^名ニ命シテ彼士等ヲ^{ハウ}
ハタン^ニ請待セシム此ニ由テアダムス^{ウイルリアムス}
ホルト^{フシ}ニ通詞及ヒ我書記^{ヘルリ}ヲ伴ヒ共ニ
彼船ニ赴ケリ但日本ノ官士ハ中等ノ爵位タリト
見ヘテ和蘭通詞ニ人ヲ携ヘルノミニシテ其言ニ
ハ日本帝ハ貴邦ノ船来レルヲ待テ且親切ニ
処置スヘキ命令ヲ下セリ又客歳七月大紗領ヨ
リ贈ラレタル書中ノ事ニツキテ卿等ト商榷セ

ンカタメニ高位ノ監察使ヲ遣サントス其會同
ノ地ハ浦賀ノ下二十里許ニアル「カマクラ」鎌ヲ以テ
セント定ムト云ヘリ此地ハ嚮ニ「マセトニア」船ノ暗
礁ニ觸レタル處ナレハ我船ヲ其地ニ寄スルハ不
利ナルヲ洞見シ且日本人ノ隱謀アウニ「シ
恐ヲ以テ直チニ「カヒライン」アタムスニ命メ不適宜
ノ事ナリ其言ニ從ヒ難シト云シムレハ日本ノ官
吏ハ二三應接ノ後其意ヲ翻シテ假令ヘハ帝命
ニテ鎌倉ヲ撰ハシムルハ浦賀ハ實ニ之カタメニ
假舎ヲ設ケタレハ此處ニテ會議スルニ何ノ故障

彼理強情吾官
吏終被服

アラント云ヒ又日本高貴人ニ命シテ貴邦ノ使節
ニ應接セシム已ニ浦賀ニ於テ會議セント欲セハ
速ニ貴船ヲ廻シテ其府前ニ碇ヲ下スヘシト云リ
是モ亦浦賀ハ海底ノ土性碇ヲ投スルニ宜シカ
ラサルヲ以テ辭シタリ抑余ハ勉メテ江戸ノ方
ヘ船ヲ行ルヲ上策トナス其意ハ此港ヨリ上ハ
下碇ニ便ナル土性ナレハナリ其下碇ニ便ナル土地
ヲ務テ得ント欲スルハ「リス」船漏ヲ修膳
シ「セトニア」船ノ龍骨ヲトイケルス海波ニ下リテ水波
具ノ器機ヲ以テ測量シ暗礁ニ觸タルハ大破損

ヲ受サルヤ否ヤシ極メント欲スル意ナレハ之ヲ本
旨トメサモ動カス日本人ニ諭サシムレハ彼又浦
賀ハ兩國會メ商議シナスニ恰好ノ土地ナレハ帝
之ヲ決シタレハ再ヒ変スヘカラスト云此應接ノ間
甲比丹アタムスヨリ書記ヘルリヲ余カ許ニ遣シ
此事ノ是非ヲ問シム余乃チヘルリヲ返シテ已
ニ上ニ云ヘル所ノ條理アレハ浦賀ノ方ヘ返ル
能ハス今アメリカノ船ヲ泊セル所ト江戸トノ
間ノ一二地ヲ擇テ日本諸官ニ會シテ同議スヘシ
余ハ海中分隊ノタメニ擇ヒタル好性ノ土地ヲ弃

テ退去スルヲ欲セス但港ノ上ヘ溯ルハ固ヨリ好
ム所ナリト云ハシム此數問答ノ間ハ兩國ノ將士
殊ニ礼節ヲ正フニ互ニ諸種ノ點心ヲナス日本
ノ方ヨリモ數品ノ食料ヲ贈ルト云ヘ氏余ハ我
規矩ヲ守リテ之ヲ辭シテ受ケス

自官士贈食料
夷將辭而不受

十五日同上ノ日本官士別ニ一兩人ヲ率ヒ再ヒ
ホウハタンニ來ルヲ以テ甲比丹アタムス又之ヲ
款待スルニ彼レ昨日ト異ナル條理ヲ述ヘ務テ
浦賀ニ返ラシメント欲シ又嚮ニ云ル如ク薪水
及ヒ他ノ食料ヲ贈ラントスレ氏余ハ我船十分ニ

之ヲ備タレハ他ニ受ルヲ竢ス然レ日月ヲ経ル
ニ及テハ已ムコトヲ得ス清フコトモアルヘシ然レ
其價ヲ償フヲ許サル間ハ薪水ヲ除クノ外決メ
一物ヲ受ス其故ハ合衆國定制ニテ凡テ他國ヨ
リ船中ニ贈レル者ハ厚ク價ヲ酬フルヲ常トス
此ヲ以價ヲ償ハサル食料ハ之ヲ受ケルヲ欲セ
サルナリ十六日十八日更ニ別ノ官士未テ懇ニ
余カ近況ヲ訪ヒ種々ノ食物即チ貝雞卵ノ類ヲ
焼タル菓子等ヲ携来セリ是余勸メテ只二三艘
ノ船ヲ以テ浦賀ニ廻ラシメ余シ以「コムプロミス」
始

ノ言ニ順テ平穩ノト為ント欲スルナリ然レ余ハ我意
計ヲナスヲ云フ
ヲ少シク曲ルハ日本人是ヲ以テ一利ヲ得タ
リト考フヘント思ヘハ敢テ之ヲ承諾セス

彼理詐詭權謀
恐嚇平昔

余ハ始ヨリ預メ思量シテ我為ニセル振舞ノ彼
カ意ニ徹セハ後來ノ待遇処置必ス変スヘキヲ
知レリ因テ愈々頑固ニ素志ヲ守リ少シモ動サ
レハ下ニ記セル如ク余カ思量セル所果メ当レ
リ余又此ノ如キ詐詭權謀ヲ以テ事ヲ処置シ其
本情ヲ隱蔽セル國人ト和親ヲ高議セル規則ト
ナシテ自ラ發明スル所ノ事ヲ照シ用ヒタリ其

發明スル所ノ事トハ、即チ風俗開化セシト夷狄
タルトヲ問ハズメ、凡テ外國人ト數回應接ヲナ
セルヨリ自得セル者ニシテ、即チ我諸般ノ礼節
雅馴ノ風習ヲ全ク外ニメ、只人物ノ尊重ト外貌
ノ雄偉トヲ以テ彼國人ヲ恐嚇シテ、敢テ企及フ
ヘカラサラシムルナリ。

余此二事ヲ以我目的トスレハ、日本ノ官士其職
位顯榮ノ人ニテ彼中ニテハ人々其前ニ拜跪平伏
スレトモ、余ハ務テ平等ノ礼ヲ以テ之ニ接シ妄
リニ日本人ニ親近スルヲ肯セス、其國守ニア

ラサレハ共ニ會議スルヲ許サス、是ヲ以テ余初メ
我國家ノ委任ヲ受シヨリ少シモ畫策セル所ノ
者ヲ輕シメス、今ニ至リテハ余思量セル所ヨリ稍
大ナル勝利ヲ得タリ、乃チ此後我目的ニ就齟齬
スルヲ無カラシメンカタメニ、下ニ舉ル所ノ書ヲ作
リ之ヲ日本人ニ授ク。

千八百五十四年二月十八日、江戸港内ノアメリカ
破泊所ニ於テ合衆國人「フレカット」蒸氣ボウハタン
船ノヨリ書ヲ日本官士ニ呈ス、我「コンモトレ」名ベ
ルリハ偏ニ江戸ニ招カレンヲ希望ス、是我諸

船巨大ニシテ價モ亦重大ナレハ浦賀港へ返ル
ヲ欲セス又此處ニモ久シク碇泊スル能ハス
務テ海底平穩ナル地ニ到ラントス速ニ江戸ニ
赴ントスルナリ若シ貴國我ゴムモトレト會議
ノ地ト時日ヲ定メント要セハ先ツ其高位ノ
者一人ヲ擇ヒ我諸船ノ今泊セル地ノ近陸ニ
於テ甲比丹アタムスト會合シテ之ヲ決スヘシ
貴國能承諾セハ次ノ火曜日二人ヲ遣ハシ報
セラルヘシ若シ此會合ノ承諾アラハバハリハ
好テ一艘ノ船ヲ裝ヒ其地ニ送ラントス又貴國

ノ旨ニ依リテハ浦賀へモ遣スヘシ尤其會合ノ時
ハ貴國官士自ラ一書ヲ帶來リ其人ノ全權タ
ルヲ示シ証スヘシ且アタムスヲ會合ノ地ニ導ク
ヘキ人衆ヲ假サルヘキヲ請フ
十九日太陽日日本官士新ニポウハタンニ來リ諸
種ノ贈遺アリ此日ハアメリカニテ「サバット」ト稱シ
祭祀日ニテ諸事休息セル時ナレ氏彼人等カ風
雨寒氣ヲ厭ハス好意ヲ以テ遠途ヲ來レルヲナ
レ今日宜シク親切ニ処置スヘキ理ナリ只公然
ノ會合ハ此日ヲ以テ成シ難キノニ按スルニ前書
ヲ贈ルハ十八日

ニノ太陽日ヲ以テ會合ノ時期ヲ報セヨト云ヘルニ
今十九日使者至ル_ト其意ノ洋ナル_ト知ラス。此時
日本ノ官士第一等ノ通詞一人ヲ擇ヒ他ノ通詞
ヲハ遠キ距離地ニ置キテ甲比丹_{アダムス}ヲ巴カ
側ニ近ク招キ秘密ノ事ナリトテ印ヲ押シテ語
スルハ日本帝ハ大紗領ノ請ヲ適當ノ事トシ新
タニ諸官吏ニ命シ其事ヲ會議セント欲ス然レ
浦賀ニ於テ會合シテ決定スルマテハ其狀ヲ通報
セル_トナカルヘシト云ヘリ。

二十日前ニ云ヘル日本官士又未ル_トアリ是昨
日祭祀日ナレハ明白ノ返辭ヲ得サルヲ以テナリ

余乃チ彼等ニ答テ「ユムモトレ」ハ浦賀ニテ會議セン
トスル日本諸官ヲ尊敬スル心ヨリ我海軍分隊中
ノ一船ヲ以テ加比丹_{アダムス}ヲ其地ニ遣ハシ貴
國官士ト接見シ書信ニモセヨ言諾ニモセヨ其
事ヲ定メシムヘシ但「ユムモトレ」ハ自ラ其地ニ到
ルヲ得スト云ハシメタリ。

二十一日同上ノ官士浦賀ヨリ復来リテ「甲比丹
アダムス」ヲ其地ニ伴ヒ清官吏ニ會同セシメント
スルヲ以テ彼等ヲ請テ我「ハンタリア」_船ニ乗ラシメ
遂ニ其行ヲ果シ「アダムス」ヨリ書一通ヲ日本官吏

ニ授ク其文左ノ如

千八百五十四年江戸港内「アメリカ」碇泊所ニ
於テ「ホウハタシ」中ヨリ謹テ書テ日本國ニ呈ス
皇帝陛下ノ官士等カ言ヲ以テ帝已ニ我七月
十一日ニ上リシ合衆國大紗領ノ款條ヲ許容
セルヲ知レリ浦賀府前ノ碇泊所ハ平穩ノ土
性ニアラサレハ久シク淹留スヘカラス且下ニ記
セル姓名ノ者カ率ル所ノ分隊中ノ蒸気船ハ
甚巨大ニシテ重價タレハ意変シテ復此処ニ
之ヲ欲セス反テ港ノ上ニ溯リ恰好碇泊ノ地

ヲ探ラント要ス且余カ職分ニテハ自ラ江戸
ニ赴クヘキ義理アレハ願クハ務テ江戸府ニ
近ツカハ兩國ノ進退モ殊ニ便宜ニメ大紗領
ヨリ贈レル処ノ贈物ヲ帝ニ上ツランタメニモ
亦利ナルヘシト思ヘリ

下ニ記セル姓名ノ者ヲ遣シタル者ハ甚親睦
順和ノ意思ナレハ「エウロツ」バ「アメリカ」諸州ノ俗
ノ如ク日本政府ニ於テモ懇切ニ待遇セラレ
艱苦ノ処置ナカラシマシ望ム且下ニ記セル姓
名ノ者府前ニ船ヲ寄セ碇泊所ヲ定ムル中ハ

夷船近港
俄大風起

速ニ日本宗戚ヲ始トシテ、许多ノ人士我蒸気
機及ヒ蒸気船等ヲ観ント望コハ、並ニ我船ニ招
引セントシテ渴望ス、

但シ此書札ハ甲比丹アダムスニ命メ下ニ記セル
姓名ノ者ニ代テ之ヲ呈セシム、

セム彼厘敬白

此日風全ク死シテ天气恬静ナリシカニ、我船浦賀
ニ達スル前ニ及テ、西南ノ大風起リ、港口ニ入ル
ヲ得ス、^{ボインキトリユヒコン}洋ナノ下ニ碇シ下シ、^{ラス}ア
ダムス及ヒ後者ハ翌二十二日ニ及テ始テ陸地ニ近

暴風再起
神似惡夷船

ツキタリ、其時日本ノ欽差井澤美作守、アダムス
ヲ導テ假舎ニ至リ款待セラレ、此假舎ハ余ヲ招
待セン為ニ營メル所ナリ、已ニ余カ贈レル所ノ書
ヲ收ル後ニ日本官士「アダムス」ニ向テ後日返答
アルヘキ旨ヲ述、二三ノ點心ヲ設ク事畢リテ「アタ
ムスハ」アツンタリア「船ニ返ル纒ニ船ニ上ルヤ否ヤ
天俄ニ暴風ヲ起シ波濤洶涌タリ甲必丹ホーハ
ハ我船ニ遠リテ安穩ナラサル碇泊所ニ在レハ
甚苦心シテ恙ナキヲ欲ス、此時「アダムス」余ニ
告テ曰日本官士カ余ト會談ノ為ニ新ニ設タル

假舎ハ海岸ニ瀕スル深メ狭隘ナル地ニアリテ四面ニ柵ヲ繞ラシタリ余此話ヲ聞テ直チニ答テ如此此圍繞シタル地ハ之ニ入ルニ堪タリト云ヘハ「アタムス」ハ日本人ニ対シ「コムモトレ」若浦賀ニ上陸アラハ先ツ第一ニ此柵ヲ毀タシメン「ト必定ナリト論セリト云

余「アタムス」ノ此使節ニ就テ大勲ヲ奏スル「ト極テ難キヲ前知スレハ我威カヲ以之ヲ助ケ望ム所ノ大利ヲ収ント決定シ「アダムス」カ上陸中ニ余ハ分隊ノ船ヲ以テ江戸近港ニ溯リ夜中府内

ノ鐘声ノ聞ユル処マテ至ル

「アタムス」ノ返答ハ未タ其意ヲ得サルニ何故アリテヤ浦賀奉行香山栄左エ門「ホウハタン」船中ニ来レリ其故ハ下文ニテ詳ナリ

「アドミラル」直チニ江戸ニ赴キ「エウロツム」アメリカニ行ハル、風俗ノ如ク処置アルヲ求ラルハ至極的當ノ「ト云ヘシ然レモ我朝モ亦自ラ其礼俗ヲ以新タニ假舎ヲ營ミ貴邦ノ使節ヲ親和恭敬シテ招致セント欲ス即チ帝我等ヲ浦賀ニ遣シ大ニ親恭ノ意ヲ表シテ「アドミラル」ヲ

林云茲稱帝者指誰乎又對彼理語吾不堪言

待ツニ日本ノ賓客ヲ優待スル礼節ヲ存シ帝
ノ命令ノ如ク談論ヲナサシム但此間ニ於テ
我礼俗ヲ用ヒ敢テ外國ノ風習ニ倣ハス願ク
ハ公等此旨趣ヲ了解シ「アトミラール」カ此地ニ
於テ接見スル「アラン」是我等ノ希望スル所ニ
我等偏ニ「アトミラール」万福健康ヲ是禱ル

林 大学頭

「アトミラール」彼厘へ

右書ハ日本欽差ノ文ヲ和蘭語ニテ譯セル者也
榮左エ門問ヲ起メ「コムモト」未タ浦賀へ廻レル「アラン」

決セスヤト云テ以承諾ノ旨ヲ述レハ彼レ新タニ船
中へ粮薪ヲ贈レリ因テ其薪水ノミヲ受納スヘ
シト云ヘハ彼レ又薪水食料トモニ此方ヨリ十分ニ
之ヲ贈ルヘシ但シ其贈遺ノ地ハ浦賀ニ於テセ
ント云ヘリ余乃チ其薪水食粮ハ何処ヨリ来ス
ヤト詰問ナセリ其故ハ余浦賀へ廻ル「アラン」欲セ
サレハナリ若シ日本人水ヲ贈ル「アラン」肯ンセサ
レハ余又二三ノ別法ヲ以テ陸地ヨリ水備ヘン
ト思慮セリ

榮左エ門余カ素志ヲ変セスレテ猶愈々江戸ノ

方へ進マントスル勢甚強ケレハ遂ニ日本官士ノ
奥意ヲ洩ラシ嚮ニ定タルトハ別ナル一地ヲ擇ン
トスト云ヘリ其地ハ我意思ニ甚当リテ江戸ヲ
距ル一殊ニ近ク海岸ヲ離ル一里ニ過キス又
廣濶ニシテ贈物ヲ岸上ニ搬運シテ之ヲ展觀ス
ルニ甚便ナルヲ以テ余直チニ之ヲ承諾セリ
是ニ至テ余ハ始テ此人等ノ詐謀多キヲ洞見
スルヲ得タリ如何トナレハ前十日許ノ間彼等種
々謀ヲ運ラシ我分隊船ノ上流へ進ムヲ妨ケ
浦賀へ挽回セントスレバ余其甘言ノ為ニ志ヲ変

セザリシカハ我終ニ勝利ヲ得タリ
愈々其一地ヲ決定セル前ニ余「アダムス」ニ他ノ將
校輩ヲ付テ其処ニ至リ可否ヲ検査セシムルニ速
ニ反報シテ江戸ヲ距ル一僅ニ四里ニシテ水ノ深
サ猶六フアール大尋ニアリト云ヘリ此ニ由テ之ヲ
観レハ日本政議ノ已ニ一変セルヲ知ルニ足ル
余ハ本ヨリ此國ニ名高キ都府ニ船ヲ引テ務テ
近ク進マント欲シ中途ニメ廢スルニ意決メ之ナ
シト云ヘバ最後ニ擇ヘル地ハ諸事我目算ト適合
シタルヲ以テ異議スル一ナカリシナリ

此処ニ於テ「コムモドレ」一書ヲ作リテ日本ニ贈ル
其書ハ其許ニテ揮ハレタル地ハ我ニ於テモ善シ
トナセル意ヲ記シ、且ツ二啓ニ「コムモドレ」江戸ニ詣
ル事ハ和議ノ畢ルマテ之ヲ止メ、和親整ヒテ後ニ
我船ヲ本府ニ進メ、皇帝陛下ノ康寧ヲ壽シテ祝
砲ヲ發シ、帝城ノ前ニ於テ蒸気船及ヒ機械ヲ睹
ント欲セル、官人等ヲ我船中ニ招致セン好會期
ヲトセント欲スル旨ヲ記シ遣ス、
此時天色稍晴タレハ、余速ニ會談ノ地ニ装ヘル
幕ニ對シテ砲ヲ下スニ、便ナル処ヲ求メ、其要領ノ

回報ヲ得ルニ及テ、余船隊ヲ横ニ連ラ子堤下一
里ノ内ニ砲ヲ投セシメテ、其大砲ヲ五里ノ射線
ニ放タシムヘキ程ニ成セリ、此ニ及テ、许多ノ役夫
廣大ニシテ、且不整ナル屋ヲ造構セルタメニ勉強
シテカ作スルヲ見、疑ラクハ是浦賀ニ於テ云ヘル所
ノ假舎ヲ營マントスルナルヘシ、
既ニ諸船均シク砲ヲ下ス、後ニ幾多ノ日本士
人旗章船ニ来リ、假舎ノ造構事畢ラハ速ニ余ヲ
招致スヘキ旨ヲ報セリ、其人ハ、議政官林大学頭
司税官井戸对馬守伊澤美作守鴉殿民部少輔今

彼塵上陸、嚴裝
兵整隊、修飾
重大、以畏服吾
邦人、

一人松崎滿次郎ト云ヘルモノ是ナリ、此席ニハ余
ノニ居レルヲ以只五人ヲ祀臆セルノニ
其造構事畢ルニ及テ、右五人ノ者ヨリ三月初八
水曜日ニ余カ上陸ヲ請ント報セリ、是ニ於テ余
ハ船隊ニ令ヲ下シ其預備ヲ治メシム
三月八日我五百人ノ將官航師大艦二十七艘ニ
乘シ其護兵甲必丹曰ユハナンレ提轄ニ隨ヒ十一時
三十杪ヲ以テ一字陣ヲ結ヒ順序ヲ整ヒ海濱ニ
向ヘリ、抑々余カ如此華麗ニ修飾セル意ハ此回
ハ日本上陸ノ第二ナレハ大ニ我重大嚴正ヲ示シ

日本人ヲ畏服セシメントスルナリ、其護兵已ニ陸
ニ至リテ位置方ニ定ルニ及テ、余続テ小艇ニ乘
シ祝砲亦放ノ際ニ上陸セリ、而メ後ニ護兵及ヒ
日本官吏提上ニ出テ余ヲ迎ヘ、會談官ニ導ケリ、
此時余已ニ五人ノ官士ヲ見テ、其第一等ノ人ニ
對シテ坐シ占ルヲ請ヘリ、
此瞬息ノ間ニ我船ヨリハ「ボウ井ツスル」ヲ以テ祝發
スルヲ凡テ四十二發ナリ、其二十五發ハ日本帝
ノタメニシテ、其十七發ハ日本官士ノ為ニセリ、賓
主揖讓礼畢テ、後ニ余ヲ請テ我列次ニ隨テ別室

ニ到ラシム。是蓋應接ニ便センカタメナリ。是以テ
余官士ト共ニ一ノ側室ニ到レリ。其室大ナル。我
諸客ヲ容ル、ニ堪タリ。但シ其入口ニハ旗幟ヲ表シ自
ラ他室ト分ツ。我旗章ヲ把タル甲必丹一人及ヒ
譯官秘吏ヲ從ヒ尋テ至レリ。少頃アリテ互ニ勞
ヲ慰セシ後、余ニ大紗領へ贈ル所ノ返翰ヲ授ク。
是前年七月二日ニ我ヨリ贈リシ書翰ノ返答也。
余乃チ之ヲ收讀シ直チニ口ツカラ其對ヲナセリ。
又其次ニ余手ツカラ彼一等ノ官士へ親和約定
ノ梗槩ヲ記セル者ヲ授ク。是余カ日本政府ト通

好セント欲スル本旨ハ預カシメ草記セル者ナリ。
又此、定約ノ外ニ三ツ書記セル者ヲ添ユ。其一ハ
浦賀ヨリ余ニ贈ラレタル第一等官士ノ書柬ノ
答辭。其二ハ合衆國ト日本ト通好親和ノ約定ニ
就テ愚按。其三ハ我ニアリテ好和ヲ通スル一端ト
ナルヘキ、一ノ次序ヲ括書シタル冊子ナリ。是並ニ
日本ノ法度ヲ我船隊ノタメニ寛フセン、一ヲ願
フモノナリ。

是ヨリ先ニ我船隊ニルシツ。船ノ水夫病死セル
ヲ以テ、日本人其寺院中ニ葬ル、一ヲ允サ、レハ

官士點心美人

我船ノ破泊セル地ニ接近シタル小島ノ我嚮ニ
「エフステル」ト名ケタル者ニ其屍ヲ埋ムヘント
決定シ且又他ノ一策モアレハ余此島上ノ堤ヲテ
到ラント請ヘハ日本官士ハ甚心ニ忤タリト見
ヘ此會談ノ後ニ官人等其事ヲ會談センカ為ニ
自ラ立去レリ此時彼人等余ニ點心ヲ供セント
云ヲ以テ余又若嚮應アラントナラハ湏ラク貴方
ノ諸士ト共ニスヘシ是天下ノ通俗ナリト云ヘハ
官士等又我室ニ入来テ列ニ就キ饗饌ヲ具シ畢
テ良久シテ前談ヲ繼ントスレハ日本官吏已ニ

日本人極長談
而皆失其本志
故被說破遂隨
夷情

一書ヲ作テ余カ前ニ出ス其書ニハ長崎ニ於テ
異邦人ノ墓トシテ寺院ヲ設タル一古格ナレハ
今貴邦ノ死セル者モ亦浦賀ニ送リタル後ハ我
船ヲ命シ時日ヲ刻シ之ヲ長崎ニ致サントスト云
ヘリ余乃チ凡天下ノ人何國ナリモ死シテ事ニ
害ナキ者ハ墳堂ヲ賜ハサルヘカラスト云又已
ニ此処ニ埋ルカ為ニ「エフステル」ニ船ヲ遣サント
定ムト云ヘハ彼等又極テ長ク評談シテ始テ其
屍ヲ横濱ノ近傍ナル寺院中ニ埋ムルヲ許セ
リ是ヲ以テ其後日ニ及テ譯司一人来リ其屍ヲ

平常ノ如クニシテ陸ニ送り、彼地ニ在ル寺院中
ノ墓墳ニ、吾法官ノ祭儀ヲ以テ之ヲ埋ルコトヲ得
タリ、九日ニ及テ余ニ大紗領ヘ遣ハセル答書ニ、
和蘭文ニ譯書ヲ添テ之ヲ贈レリ、於是余始テ日
本ノ政度我外國ノ期スル所ヨリ猶多ク允準セ
ルコトヲ悟ル、然レ余亦是ヨリモ大ナル益ヲ得ン
ト思ヒ、各箇ノ定約ヲ悉ク允サレシコトヲ抗論セ
リ、此時日本人ヨリ月曜十三日贈遺ヲ受ル備ヲ
ナサント告タレハ、我ハ其贈遺華美ヲ尽シテ二
十四艘ノ小船隊ニテ、甲比丹「アホット」之ヲ提轄

シ、堤下迄送り、然後又進テ會儀館ノ域内ナル屋
下ニ送致セシメタリ、コト子師及ヒ役丁ヲモハ
皆船中ニ送ル、是種ノ物器ヲ露呈シ、日本人ニ
其用法ヲ教示スル為ナリ、

此日ハ贈物ヲ致ヘキ日ナレハ、余十五日ヲ期シテ
大ニ會儀セント清フ、即テ嚮ニ余カ名ヲ記シ出
セル定約ノ各項ニ就テ評儀セン為ナリ、其答ニ
本曜十六日ニ至ルマテハ官務鞅掌ニテ暇ナキ
ヲ以テ預メ十六日ヲ期セント云リ、且計ルニ天
氣モ亦必快晴スヘシトナリ、其書ヲ携ヘタル使

者ノ言ニテハ、日本人ハアレキ天気ノ時ハ敢テ
出行スルヲ喜ハサルト見エタリ、然ルニ木曜
日又雨天ナルヲ以テ會談十七日ニ至ル、是日ハ
彼官士等華麗ナル狹長ナル舟ニ乘リ、軍旗ヲ飾
リ、多クノ櫓舟ト共ニ来リシハ恰モ日中ニ
在リ、直チニ余ヲ導ヒテ其應接ノ為ニ定メタル
側室ニ入ル時、彼ヨリ余ニ漢文ト同意ノ和蘭文
トヲ清ク、其文ハ已ニ前ニ述ルヲ以テ知ルヘシ、
○「ゴムモトレ」ペルリ」日本官士ト問答ノ事
日本官士第一ノ問ニ云フ、来月ヨリ我長崎ニ於

テアメリカ船中ニ缺乏セル所ノ薪水食料及ヒ
他ノ物品ヲ贈ルヘシ、而シテ五年ヲ経ルノ後ニ之
カタノニ他州ニ於テ一港ヲ開ントス、且其贈ル
所ノ諸品ハ支那和蘭ト同價ヲ以テ償ハルヘシ、
其貨ハ金銀及ヒ鐵タルヘシ、
「ゴムモトレ」ノ答ニ云承諾セリ、然レモ長崎ノ外ニ
速ニ港ヲ開クヲ要ス、何トナレハ長崎ノ地ハ合
衆國ノ貿易船通行セル所ニ隔遠セルヲ以テナリ、
且開港ノ期須ラク速ナルヘシ、緩ナルモ亦六十日
ヲ出スヘカラス、又我受用セン諸品ヲ償ヘル法

ハ預メ條約中ニ定載スルヲ要ス。
 第二ノ問ニ云フ、破船漂流ノ人等ハ縦ニ何地ノ
 海濱ニ上陸スルモ其齎セル所ノ貨物ト共ニ海
 路ヨリ長崎へ送ルヘシ。但五年ノ後ニ他港ヲ開
 ノ時ハ又其港へモ送ルノ時宜ニ隨フヘシ。
 其答ニ云フ、承諾セリ。但漂流人ヲ送致セント欲
 スル港ハ自ラ別ナルヘシ。
 第三ノ問ニ云フ、如此漂客ハ海賊ナリヤ否ヤヲ
 知ルヘカラサルヲ以テ其人等ノ自由ニ徘徊セル
 一ツ允シ難シ。

其答ニ云フ、鬼神ノ呵護ヲ得テ通信ノ國ニ漂着
 セル者ヲ未タ海賊タルヲ明カニセサル前ニ何
 ソ之ヲ拘捕シテ海賊モテ見ルヲ得ンヤ。是正
 直ノ道ト云ヘカラス。故ニ漂客及ヒ他ノ日本港ニ
 寄托セル者ハ一切ニ日本國人ト同シク自在逍遙
 セシムル之ヲ幽閉シテ囚虜ノ如ク処置スヘカラス。
 然レ氏定約ノ事ニ於テハ互ニ一致セル正法ニハ服
 従スヘキヲナリ。
 第四ノ問ニ云フ、支那和蘭ノ人ト云モ我長崎ニ
 於テ今ニ至ルマテ貴説ノ如ク自在ニ徘徊セル

者ナシ

其答ニ云フ支那和蘭ハ姑ク之ヲ置テ我ハ敢テ此定制ニ從フヘカラス

第五ノ問ニ云フ他港ヲ開クノ後ニ臨時ノ事ハ必兩國熟慮ヲ得テ之ヲ決スヘシ

其答ニ云善シ

第六ノ問ニ云フ琉球ハ遠方ニ在リテ其國侯之ヲ管轄スレハ其地開港ノコトハ我等ニ於テ今裁決シ難シ

其答ニ云アメリカ人ニ於テハ琉球ニ代フヘキ善地ナ

ケレハ敢テ之ヲ乞フナリ

第七ノ問ニ云松前モ極テ遠裔ニ僻在シテ其國侯之ヲ管轄スレハ今速ニ裁決シ難シ然レモ明春ニ及ヒ貴船再來ル時ニ臨テ決定ノ答ヲナサン
其答ニ云フ松前港ノコトハ我捕鯨船及ヒ他船ノ極テ希望セル所ナリ

此問答ハ皆互ニ一定シテ議判セル者ナリ而モ日本官士ハ我請フ所ヲ諾スコト國法ノ必禁スル所ナリ異國ヲ受ルニハ已ニ定メタル長崎ノ在有リ此長崎ノ法制ハ異國人ヲ遇スル処置ヲ甚能ク曉

知セリ、今アメリカノ為ニ他港ヲ開ントスルハ其
預シメ備タル法制ノ外ニ出ルヲ以テ、少シクモ五
年シ期セサルヘカラスト頑固ニ拘執シテ其言ヲ
塞ケリ、

茲以余カ答ニ確定セル期限内ニアメリカノタメ
ニ五港ヲ開シテ後スレハ、彼又今唯次ノ三港ヲ
以テ交和スヘシ、三港トハ即ケ日本島中ニ一港、
余カ預シメ浦賀又ハ鹿児島^{島ヲ目的トシテ云ハハナリ}蝦夷ニ一港、^前琉球ニ一
港、^{本注}那覇江以上^{係ル}而メ凡テ其他ノ思慮ハ後日シ期
セント云ヘリ、

多時熱慮セル後ニ日本官士又答ヘテ長崎ヲ以
テシテハ定テ許諾ナカルヘシ、浦賀ハ又我方ニテ
後ヒ難シ、是故ニ伊豆ノ下田コソ彼此萬事ニ必
然便利ナルヘケレハ、今之ヲ以テセントス、但琉球
ハ遼遠ノ洲ニシテ日本只誓盟ニヨリテ之ヲ威
服羈縻スルノニ、^{松前}モ亦日本ノ政度ニ於テ格
外ニ隸スルヲ以テ、並ニ今我ニ於テ裁決シ難
シト云リ、

此時彼等余カ其意ニ從フヲ欲セサルヲ視テ、官
士共ニ別室ニ到リ、其事ノ評議セルヲ求メタリ、

其後一時ヲ経テ、官士皆余後ノ席ニ出未テ、其熟慮シタル澄トシテ、松前ヲ開クコトヲ決スルハ、少シノ時月ヲ要スルコトヲ告ケタリ、且其事ハ王朝他ノ國主タル公使ト儀セサレハ、允スヘキ權ナシ、而シテ、其國主ト謀ラントスルハ、大抵一年ヲ要スルヲ以テ、暫ク時月ヲ緩ニシ、余ニ好答辭ヲ得セシメント云ヘリ。

於是余カ志ヲ吐露シテ、余ハ答辭ヲ得サレハ、敢テ貴地ヲ去ルコトヲ欲セス、且卿等カ公侯ト云ヘルハ、若シ獨立ハ、主タラハ、余直チニ松前ニ至リ、其事ヲ

論辨セント云ヘハ、其側ノ官士ヨリ二十三日ヲ期シテ、一定セル答辭ヲ贈ルヘシトテ、事畢リス、然ルニ別レントスルキ皆互ニ一致シテ、下田港諸事便利ナリヤ否ヤシ、検査センカ、為ニ我多少ノ船隊列ヲ結ビ、權アル所ノ日本官吏ニ導カレテ、其港ニ送シ、ルコト成レリ、是蓋余預シメ下田ノ港ノ適応セサルキハ、別ニ日本南方ノ一部ニ港ヲ開クコトヲ望ムノ意ヲ理會セシメタルヲ以テナルヘシ。

此港ハ金山ト支那ノ間ヲ通行スル蒸氣船及ヒ他船並ニ日本海ヲ縦横往還セル捕鯨船ノ泊岸

トシテハ他港ヨリモ希望スヘキ者トス。是其地正ニ
伊豆ノ岬ト即チ長津呂ノ内ニ在リテ障碍ナキ
海路ナレハナリ。

此港内ハ太タ入り易ケレト。只恐ラクハ日本人其直
線ナレ海路ヲ僅ニ迂遠ニスルヲ要スヘシ。

日本官士ハ此港ヲ萬全ニシテ廣ク且其國ヨリ産
スル所ノ食料ヲ求ルニ於テモ極テ便利ナリトシテ
畫策セリ。然レモ其食料ハ僅ニタル者ノニ。盖日本
人ハ内食ヲ用フルヲ極テ節スレハナリ。

余我意ヲ決スルカ。又ハ決セサルヤ。船ノ歸来ヲ俟テ。

委曲ノ回報ヲ得ルヲシテ希望セリ。

松前モ三馬屋ノ海港ヲ通り。北方ノ海路ヲ陸続
スル船艦ノタメニハ。恰母ノ地トス。是吾カ捕鯨
船夥シク此邊ヲ往返セルヲ以テナリ。且「セント
フランシスコ」トヨリ上海ノ航路ニハ。此道最モ近キ
ヲ。又恐ラクハ。實ニ萬全ノ海ナリヤ。是余カ精窮セン
ト希望スル所ナリ。

琉球ノ港ニ就テ裨益アルヲハ。既ニ本局ヨリ余カ
明ニ曉諭セシムル者ナリ。

若シ遂ニ日本ノ諸港。即チ余カ前ニ題著セル者

ニ自在ニ出入スルヲ得ハ我ニ於テハ便利ナル三
港ヲ獲タリトス而メ其三港ハ幾ント均里程ニ
テ五ニ相隔リテ今ニ至ルマテ我節旗ヲ受サル
域内ニテ船艦ヲ寄托スルヲ得ル処トナラン
堅八島中ノペール島ニ於テハ但第四ノ者トナスヘシ
三月二十二日ニ至リテ最初ノ譯官一二ノ官吏ニ隨
ヒ共ニ我「ホウハツタン」船ニ来リ開港ノ請ニ就テ
ノ答書ヲ携贈レリ是即チ三馬屋ノ海峡ニ於テ
港ヲ開シ為ナリ此條約ハ日本支那和蘭三國ノ
文ヲ以テ書セリ而メ只日本本文本書ニノニ四人

職位ヲ署セリ其和蘭ノ文ニ云

北亞墨利加合衆國ノ船舶ノ食料薪水及ヒ水石炭
ヲ求ル所ノ者ハ箱館港ニ於テ其人ノ乞フ所ニ
從ヒ之ヲ給スヘシ然ルニ其港ハ遠境ニ僻在セ
ルヲ以テ預シメ其処置ヲナセルカ為ニ頗ル時
月ヲ期ス蓋次年七月貴國ノ千八百五十年九
月ニ至ル凡猶得難カラシ

嘉永七年二月

木村山栄之丞

ムセペルリへ

○松前ニ良港アル事

余先ツ日本官士ノ志意ヲ領承セル旨ヲ譯官ニ
述ヘ又彼官士カ精密ニ検査シテ我ニ贈レル書
中ニ云ヘル所ノ事ト此港ヲ開ケル期限ハ尤速ナ
ラサルヘカラサルヲ及ヒ此事ハ余彼官士ト次会
ニ於テ議定セント欲スルヲ預シメ決シタリ

箱館ハ三馬屋海峡ノ東ニアリテ大抵北極四十二
度ノ地トナス其地理ノ眼目モ吾捕鯨船ノ要港
トスルニ極テ適當セリトス其捕鯨船ハ此海ヲ
縦横シ漁獵セルカ為ニ年々多クハ此海門ヲ通航
セル者ナリ「ホシントホルト」曰日本人ハ一年ノ間ニ箱

館及ヒ松前ヲ通航セル船ヲ算スルニ大抵六十
艘ニ下ラス其船多クハ「アメリカ」人トス然レモ常
ニ大砲ノ達セサル所ニアリ

「ゴローニン」曰箱館府ノ廣サハ蝦夷地中ノ第二
等ニモ其南濱半島ノ上突出セル圓大ナル岡ノ傾
キタル地ニアリ南ハ「サングル」港ニ抱カレ北西ハ箱館
港ニ挟ンテ一船隊ヲ繫クニ不足アルヲナシ

予輩ハ箱館港ニ七週ノ間滞船シテ大ニ其鎮臺
及ヒ人民ノ親愛ヲ得タリ

此間ニ我等ハ「マガ子」ニス製ノ傳信機ヲ其場ノ一

里間ニ施シ之ヲ以テ英吉利和蘭及ヒ日本語ヲ
用ヒテ互ニ言語ヲ通シ又合衆國ヨリ齎ラシ送
ル所ノ鉄道ヲ諸人ニ見セシメ蒸氣機養水車輸送
車ヲ運動ノ大ニ列坐ノ人ヲ驚カシメタリ且合衆
國發明ノ使用ナル農具諸品ヲ出シテ土人ニ其
用法ヲ授ケ互ニ意ヲ慰メ不快ノ事ハ絶テ無カ
リシ

千八百五十四年三月三十日　ムセベルリ

合衆國節旗船海軍宰相ヘ呈ス

余ハ緊要ナル書翰ヲコレエスキエーハナニ船ニ附シ返

且再度ノ書記ヲ添ヘ送リテ昨日余カ日本ノ四大臣
ト會議セル定約ノ事ヲ報ス於是余モ亦一度面
目ヲ施セリト云ヘシ

此書翰及ヒ書記ハ第四ノ火曜日ニ「カリホルニア」ニ
出帆スル甲比丹「コンリア」・「タムス」氏ノ軍艦「ガラ
トガ」ニテ送レリ

今日ニ至ルマテ轉變セル再建ノ書記ニハ諸般ノ
要事ヲ載ス且條約ノ事ニ就テ日本人ノ肯セサ
ル數件ヲ承諾セシムルノ難キヲシ載ス余カ此書
記ヲ送リタルハ先條約ノ文體ヲ示シ並ニ平常

ノ條約ニ記スル切要ナル兩三箇條ヲ削リ去リタルヲ書シ送ルタメナリ。

○條約ノ掲帖

直ケニ原譯ニ從ヒ苟モ一字ヲ改メス故ニ間ニ詭難キ者アリ

亞利墨加合衆國ト帝國日本兩國ノ人民堅固不朽ニシテ、正シキ親和ヲ結シカタチニ條約ヲ定メ親シク相會合シテ、後日相親ム時ニ於テ、兩國ニ相守ルヘキ法律ヲ建ントス。是故ニ合衆國ノ大統領其臣「マテウカルブライド」彼厘ニ全權ヲ与ヘテ日本ニ遣シ、日本ノ君上ヨリハ、林大學頭井戸對馬守伊澤美作守鶴殿民部少輔ヲ出セリ。

而メ兩國ノ全權相會合シ條約ヲ熟考シ、次ニ載スル箇條ヲ定メタリ。

第一箇條

日本ト合衆國トノ人民ハ永世不窮ノ和親ヲ結ビ、其居處ト其人物トニ論ナク互ニ相親ムヘキナリ。

第二箇條

江戸ノ部下下田ト、松前ノ部下箱館トノ兩港ハ、日本人ヨリ亞墨利加船薪水食料及ヒ石炭其他阙乏ノ物品、日本ニテ辨スヘキ者ヲ送來スヘキノ

地トス

下田開港ノ日限ハ此條約ニ名印メ後ニ開クヘシ箱館港ニ來年同月同日ニ開クヘシ其送來セル凡百ノ物品及ヒ其估價ハ日本官人ヨリ付與シ其價料ハ銀或ハ銀錢ニテ償フヘシ

第三箇條

合衆國ノ船日本海濱ニテ破船シ或ハ損傷スルハ日本船ヲ以テ之ヲ助ケ其人數ハ下田又ハ箱館ヘ獲送シ本國ノ人ニ渡スヘシ破船シタル人ノ物品モ亦付與スヘシ破船シタル片ノ

雜費ハ互ニ償ハサルナリ

第四箇條

破船人及ヒ渡來ノ人民ハ他國ト同様ニ自由ナラシメ、藝居セシメスシテ正シキ法律ニ從フヘシ

第五箇條

下田及ヒ箱館ニ在苗スル合衆國人及ヒ破船人ハ今マテ長崎ニ滯留スル和蘭人支那人ノ如ク藝居セシメス、緩裕ヲ得セシムヘシ、然レ國中ニ載スル下田港内ノ小島ヨリ測リ、大約日本里數ニテ周圍七里ヲ限ルヘシ箱館港モ合衆國ノ船ヨリ願

持^{不徒}日^{不徒}承^{不徒}之^{不徒}制^{不徒}律^{不徒}之^{不徒}意

出セルニ任セ里、數ヲ定メテ、其域内ヲ徘徊スルコトハ
下田ト同様タルヘシ。

第六箇條

他ノ物品ヲ願出シ及ヒ他ノ事ヲ定ルニ臨テハ兩國
ノ官士相議メ定ムヘシ。

第七箇條

下田箱館ノ兩港ニ来ル所ノ合衆國船、金銀錢及ヒ
其他ノ物品ト日本ノ物料ト交易シ、且此事ニ就
テハ臨時ニ日本政府ニテ定ムル所ノ法律ニ從フ
ヘシ。

然レモ合衆國船ノ齎シ来ル物品ヲ日本人ト交易シ
難キモノハ持帰ルヘシ。

第八箇條

薪水食料石炭及ヒ燭之ノ物品ヲ求ムルニハ、掛リノ
日本官士ノ煤約ニ從ヒ漫リニハ求メサルヘシ。

第九箇條

日本政府ヨリ他國ノ人民ニ利益アルコトヲ許スハ、亞
利加國及ヒ其人民ヘモ評議ヲ待スメ許スヘシ。

第十箇條

合衆國ノ船止ムコトヲ得サル要事、又ハ雜風アルニアラサ

レ下田箱館兩港ノ外へ入津セサルヘシ

第十一箇條

兩國ノ政府ニ於テ上ニ載スル條約必要ナルヲ以テ此
約定調印ノ月ヨリ十八箇月ヲ経テ後ニ合衆國
ノ政府ヨリ商棧官ヲ送ルヘシ

第十二箇條

唯今條約ヲ定メ調印セシ後ハ合衆國ヨリモ日本
ヨリモ其臣下町人ニ至マテ相和合シテ信意ヲ尽
スヘシ

此約條ハ亞墨利加國ノ大統領ヨリ臣下ヲ撰ヒ評

議シテ之ヲ送り日本ノ高官ト相会シ調印ノ月ヨリ十
八月ノ中ニ約條ヲ定ルナルヘシ或ハ又十八月ニ過サル
ヘシ

此約條ヲ極シカタメニ合衆國ト帝國日本トノ大臣
相会シテ調印セリ

我基督教生誕ヨリ一千百五十四年三月三十一日日本
嘉永七年三月三日神奈川ニ於テ書ス

○日本定約中ノ數條ヲ説示スル事

第二條ノ事ハ亞墨利加ノタメニ一千八百五十五年四
月ニ全ク開カント要ス然レモ薪水及ヒ其他軍艦中

ニ貯ヘント欲スル諸品ハ既ニ五月一日、エ、クニ於テ之ヲ得タリ、

第四條ニ載スル利益ヲ亞米利加ニ得ルコトハ甚難キコトナリ、

正シキ法律ト云フ辞ニテ、亞墨利加人決メ日本ノ法律及ヒ其風習ニ從ハサル意ヲ示セリ、

第五條ハ屢淺論ヲ經テ後ニ始テ許サレタルコト、實ニ存外ノ利益ナリ、日本ノ七里ハ亞墨利加ノ十里ニモアタルヘシ、

十里ノ半規ト周圍英國ノ六十里ノ境界トスルナル

ヘシ、此境界中ハ海陸共ニ日本人ノ指揮ヲ受ズ、
メ、亞墨利加人等法ヲ犯スニアラサレハ自由ニ歩行シ得ヘシ、箱館ノ境界ハ予其地ニ至リ其場ヲ一見メ定ルナルヘシ、

第六條ノコトハ殊ニ後日交易ノ約條ニ係ル然レトワ
一レシ有リシト意ト云ヘル詞ニ妨アルヲ以テ、クローテレン品物
意ト云ヘル詞ト換用ス、

第七條ニモハ「ワレン」ト云ヘル詞ヲ「グーデレン」ト云
ヘル詞ニ換用ス、

臨時ト云詞ハ日本政府ニ於テ、後日議論ノ上ニテ

定ル法律ニ甚関係アルナリ。

第八條ニ於テハ、官士等日本政府ニ外國ヨリ齎シ未ル物品ノ運上貴フスル法アラス。其人交易ヲ辨ヘタルコトヲ以テ論シタリ。

第八條ハ甚緊要ナル箇條ナリ。其故ハ英吉利、蘭西及ヒ魯西亞人等此事ヲ承知セハ、亦直チニ亞墨利加ニ倣ヒ允サレシコトヲ願フハ必然タルコトヲ以テナリ。

何レノ國ニテモ交易ノ定約ヲ得ルニ至ルマテハ皆自國ニ利益センコトヲ願ヘリ。

第九條ニ就テハ、別ニ手段ヲ用ヒスレテ、アメリカニ諸般ノ利益ヲ得タルナリ。

第十一條ハ余日本官士ヲシテ此ニ至ラシムルナリ。其故ハ日本ニテ今允サレタル港ノ一処又ハ二処ニ本國ノ商議官ヲ置クハ、アメリカ人不意ニ乱暴ヲ起シ、日本人ヲ困ムルコトアルニ於テハ、之ヲ高議ニ報シテ処置セシメ、日本政府ノ煩勞ヲ省クコトヲ證センコトヲ以テナリ。若シ此高議官ヲ置サレハ、常ニ港内ニ寄泊セル軍艦ノ水夫等、乱暴ヲナシテ制スヘカラス。又アメリカ官府ニ於テハ、此事聞知

セスシテ、竟ニ定約ヲ破ルニ至ルヘキヲ以テナリ。
第十二條ハ再ヒ定約ヲ交付スルハ緊要ナルト
ナレハ、官士ノ承諾セサルヲ防カンカタメナリ。
此箇條ニ定ムルコトヲ要ス。書スヘキヲ文體ヲ温
和ニシテ定ルナルヘシト記セリ。
予既ニアメリカノ條約書ニ調印スルコトヲ肯セサル
ヲ知レリ。但此様子ヲ知リタルハ、誓ニ執ナキヲ以
テナリ。是故ニ余再約定センコトヲ告タリ。

「ムセ、彼厘」

○條約附録

兩國政府ノ全權トシテ「ユモトレ」セムペルリト
日本官士ト定メタル者ナリ。

第一箇條

下田ノ鎮臺其境界ヲ定ムルニハ、其意ニ任セテ之
ヲ立ツヘシ。然レアメリカ人ハ既ニ約シタル七里ノ
外ニ出ルニアラサレハ、敢テ此界ニ拘ハラステテ歩
行スヘシ。又日本ノ法律ヲ犯ス者ハ、番兵之ヲ捕ヘ
其船ニ送ルヘシ。

第二箇條

此港ニ入津スル商船鯨船ノタメニ下田ニ一處柿

崎ニ一処中央ノ小島ノ南ニアル河ニ一処ト我上陸
スル地三処ヲ定ムヘシ合衆國ノ人民日本ノ官士
ニ対シ相当ノ恭敬ヲイタスハ当然タルヘシ

第三箇條

上陸スルアメリカ人等武家或ハ格別ナル家ニ出入
スヘカラス然レモ機ニ乘ノ市店寺觀ハ拜見スル
ヲアルヘシ

第四箇條

徘徊スル者ノ休息処ハ其タメニ別ニ旅館ヲ作ル
マテハ下田ニテ了仙寺柿崎ニテハ玉泉寺ノ兩寺ト

ナスヘシ

第五箇條

アメリカ人ノ墓所ハ柿崎ノ玉泉寺トシ此境ニ葬
リ其墓所ヲ敢テ毀テ破ラシムルヲナカルヘシ

第六箇條

神奈川ノ條約ニ箱館マテ石炭ヲ送ラント定メタ
レモ日本政府ヨリ箱館マテ送レルヲ甚難キ旨
ヲ「コムモドレ」彼厘拜諾メ箱館ニ石炭用意ノ條約
ヲ変セリ

第七箇條

又西國ノ政府ニ於テ、互ニ官吏ノ報告ニハ和蘭通
詞ナキニアラサレハ、敢テ漢字ヲ用ヒサルコトヲ約ス。

第八箇條

下田港ニハ港長吏一人、好キ港内嚮導者三人ヲ定
ムヘシ。

第九箇條

若シ市店ノ物品ヲ買フハ、買手ノ名ト其價トヲ
記シ、之ヲ御用所ニ出シ、其金ハ日本官士ニ托シ、
其物品ハ官ヨリ与ヘラルヘシ。

第十箇條

諸島及其他ノ獸類ヲ獵スルハ、都テ禁制ナルヲ以
テアメリカ人モ此法ニ從フヘシ。

第十一箇條

又アメリカ箱館ヨリハ日本里數五里ノ内ヲ徘徊
スヘシ、其他此第一箇條ノ定約ヲ箱館ニモ用フ
ヘシ。

第十二箇條

神奈川ノ條約決定ノ書翰ヲ收メ、且其返翰ヲ与
フルタメニ日本帝ヨリ一人ヲ出スヘシ、上ニ定メ置
キタル條約ハ一事タリ、凡彼此ノ事ニ依リ神奈

川ノ條約ヲ変スルイ無キヲシ定ム
此英吉利語及ヒ日本語ノ條約書ヲ尚固タメン
カタメニ兩國ノ官士互ニ調印シ且蘭語ニ譯メ
合衆國ノ全權ト互ニ交收スルナリ
千八百五十四年六月十七日下田ニ於テ而書ス
ムセ、彼厘



